

危険物新聞

第 358 号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会
発行人 川 井 清 治 郎
大阪市西区新町1丁目5-7
四つ橋ビル8階
TEL (531) 9717・5910
定 価 1 部 50 円

＝行革関連＝消防法の一部見直しすむ

試験制度、危険物分類

さきに第2次臨時行政調査会の答申のなかに、①危険物取扱者の試験制度の問題、②危険物、準危険物、特殊可燃物の分類の見直しがあったが、先般、試験制度については「行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理に関する法律」案が衆議院で可決され、また分類の見直しについては消防庁でも委員会を設置する等動きが活発となった。

取扱者試験民間団体で

危険物取扱者試験は昭和34年より国家試験となり、各都道府県で行われてきたが、事務の簡素化をはかるため、試験業務を指定機関（民間団体）に移譲できることとし免状は都道府県知事が交付するというのである。

これは、消防法第13条の関係で改正案の一部は次のとおりである。

消防法改正案（抜粋）

第13条の2 危険物取扱者免状の種類は、甲種危険物取扱者免状、乙種危険物取扱者免状及び丙種危険物取扱者免状とする。（中間一部省略）危険物取扱者免状は、危険物取扱者試験に合格した者に対し、都道府県知事が交付する。

第13条の4 都道府県は、危険物取扱者試験の問題の作成、採点その他の事務を行わせるため、条例で危険物取扱者試験委員を置くことができる。

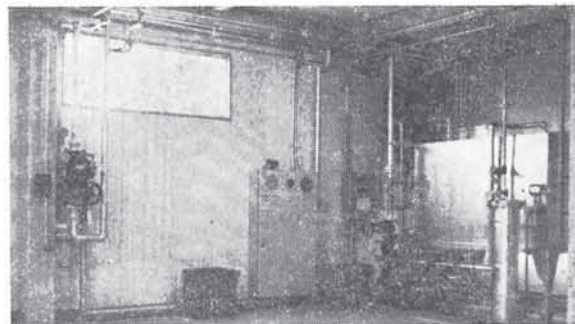
第13条の5 都道府県知事は、自治大臣の指定する者に、危険物取扱者試験の実施に関する事務（以下この事において「危険物取扱者試験事務」という。）を行わせることができる。

前項の規定による指定は、危険物取扱者試験事務を行おうとする者の申請により行う。都道府県知事は、第1項の規定により自治大臣の指定する者に危険物取扱者試験事務を行わせるときは、危険物取扱者試験事務を行わないものとする。

第13条の10 指定試験機関は、自治省令で定める要件を備える者のうちから危険物取扱者試験委員を選任し、試験の問題の作成及び採点を行わせなければならない。指定試験機関は、前項の危険物取扱者試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なくその旨を自治大臣に届け出なければならない。前条第2項の規定は、第1項の危険物取扱者試験委員の解任について準用する。

第13条の11 指定試験機関の役員若しくは職員（前条第1項の危険物取扱者試験委員を含む。）又はこれらの職にあった者は、危険物取扱者試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。危険物取扱者試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員（前条第1項の危険物取扱者試験委員を含む。）は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

消防設備技術トレーニングセンターを開設



火災のベルが鳴らなかった！
機器の使い方を知らなかった！

ここでは、消防設備を習熟していただくための研修を行なっています。是非ご利用下さい。



株式会社 **マルナカ**

本 社 大阪市北区中崎西4-2-27
〒530 TEL (06) 371-7775 (代)
神 戸 神戸市長田区東尻池町3-4-19
〒653 TEL (078) 681-5771 (代)
東 京 東京都文京区本駒込5-73-5
〒113 TEL (03) 944-0161 (代)

危険物の指定分類を検討

危険物の分類は昭和34年に制定され、一部昭和46年に改正されたが、基本的には昭和23年消防法公布当時の方式で、非常に不合理な点も多々指摘され、また国際的にも分類基準が異なり、昭和42年には消防審議会の答申もあったが、今日まで抜本的な改正はなかった。

そこで臨調の提言もあり危険物、準危険物、特殊可燃物についての指定の見直しに着手することになった。今後いろいろの討議検討が行われることになるが、昭和42年の答申内容が改正方針の有力な資料となるものと業界ではみている。

参考までに同答審の一部を抜粋すると次のとおりである。

「危険物品に対する保安規制の改善に関する答申(抜粋)」

昭和42年12月6日

消防審議会会長 伊能芳雄

1. 危険物

危険物とは、空気中において引火、発火又は爆発の危険性を有する物質で、下表の左欄に掲げるものを右欄に掲げる試験方法により判定したものをいう。

類別	試験方法
1. 引火性物質	
(1) 可燃性ガス	燃焼範囲の測定試験による。
(2) 可燃性液体	引火点の測定試験による。
(3) 可燃性固体	引火点の測定試験による。
2. 発火性物質	発火試験による。
3. 爆発性物質	衝撃感度試験及び加熱試験による。
4. 不安定性物質	圧力容器試験による。

2. 混合禁止物

混合禁止物とは、他の物質と接触混合することによって危険物と同様な危険性を生ずる物質で、次に掲げるものをいう。

- (1) 酸化性物質(酸類、塩類、ガス等を含む。)
 - (2) 還元性物質(危険物、大量可燃物に該当するものを除く。)
 - (3) 禁水性物質(発火性物質に該当するものを除く。)
- (備考)

この分類に該当する物質に関しては、主として、その貯蔵、取扱い、移送等の行為を規制の対象とするものとする。

3. 大量可燃物

大量可燃物とは、大量に存することにより、消火が著しく困難となるか、又は、火災発生の危険性が著しく増大するおそれのある高引火点の可燃性液体(1.の備考(2)において定められた引火点の上限を越える引火点を有する可燃性液体)等をいう。

(備考)

この分類に該当する物質に対しては、現行の危険物に対する規制のうち必要な規制を行なうものとする。

4. 避難時等に人体に障害を与えるおそれのある物質

避難時等に人体に障害を与えるおそれのある物質とは、人体に対して危険性を有し、火災等の災害発生の際に避難及び消防活動を著しく阻害する物質であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 有害性物質(腐食性物質、毒性物質その他種々の有害性物質)
- (2) 放射性物質
- (3) その他特殊な状態(たとえば高圧、低温等)にある物質



暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備
 スプリンクラー設備
 ドレンチャー設備
 泡消火設備
 ガス消火設備
 粉末消火設備
 自動火災報知設備
 避難設備

創業30年の実績と経験で信頼いただく
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検

株式会社 三和商會

本社 大阪市西区江戸堀1丁目23番21号
 〒550 電話(06)443-2456(代)
 平野営業所 大阪市平野区長吉出戸2丁目4番6号
 〒547 電話(06)707-3341



化学工場の防災対策

について (提言)

ダイセル化学爆発事故調査結果から

〔前号より続く〕

(5) 電気関係

樹脂製造工場屋外変電設備において、電気トラブルが発生し重合中の攪拌機が停止した。攪拌の停止した重合缶内は、異常反応を起こし、ガス噴出したことが爆発事故の背景となった。このことより電気系に対し、次のような対策が必要である。

ア 電力の確保

工場敷地内に敷設されていた特別高圧送電線が、爆発による飛散物により切断されたため、周辺地域へも影響を与えた。従って、特別高圧送電線等は、特殊危険物施設等より十分な距離を保つか、地下埋設ケーブルとすることが望ましい。

イ 自家発電設備の必要性

常用電源設備及び非常用電源設備の 2 系統の買電設備が設置されていたが、今回の事故においては、その機能が果たされなかった。

従って、必要最小限の機器等に対し、十分に電力を供給しうる自家発電設備等を設置し、かつ、緊急時に即時切替えの出来る機能とする必要がある。

ウ 電気設備の保守管理

屋外変電設備の柱上油入開閉器 (POS) 2 次側において、ボルトコネクター部の銅線の締め付け及び接触部の取り付け不良による接触部銅線が溶融断線した事実から、これら機器の機械的並びに電氣的構造部の保守管理を図る必要がある。

エ 主要機器動力源の予備化

重合工程の電源遮断により重合缶の攪拌停止が、事故の背景となったことに鑑み、重合缶へ、予備動力線の設置又は、攪拌系の二重化 (予備モータ、不活性ガス注入による攪拌等) を図る必要がある。

オ 電気施設の配置

特別高圧受電設備及び変電設備の配置は、樹脂製造工場から離れ、かつ、分散配置していたため爆発による影響がなかったことは、幸いであった。

このことより、特別高圧受電設備及び主変電設備の配置は、特殊危険物施設等から離れた位置に設置することが望ましい。

カ 静電気対策

静電気による爆発事故は、電荷の発生と、その蓄積、放電の過程を経て発生する。可燃性ガス等の流入が予測される排ガスダクト等で、静電気の発生するおそれのある場合には、ダクトを出来るだけ短くし、静電気除去装置等を設置すると共に、更に静電気監視装置等の開発が望まれる。

(6) 保安管理関係

保安を確保するためには、ハード面における対策のみならずソフト面における保安管理が大切なことは、いうまでもないが、法規制に基づく保安管理担当者に関する問題点や保安管理機構と運営、異常時における措置基準、教育訓練等、保安管理の徹底を期するため次の事項について検討する必要がある。

ア 保安管理機構と運営

・保安管理組織

ラインの保安管理能力の向上と責任体制の確立強化を図り、ラインとスタッフが一体となって活動できるよう緊密でバランスのとれた組織が必要である。

更に本社及び工場の保安管理スタッフの充実を図り指示、助言等が行える権限及び責任範囲の明確化と強化が

ロマンに挑戦

防災設備機器で未来をひらく

ハツタ



消火器・消火装置の総合メーカー

株式会社 初田製作所

本社工場 / 大阪府枚方市招提田近3丁目5番地
〒573 TEL (0720) 56-1281 (代)

大阪支社 / 大阪市西淀川区千舟1丁目5番47号
〒555 TEL (06) 473-4870~4

枚方営業所 / 大阪府枚方市招提田近3丁目5番地
〒573 TEL (0720) 56-1280

堺出張所 / 堺市中之町東2丁目2番13号
〒590 TEL (0722) 21-3444

80年代ハツタのロマン ● ハツタのロマンはお客様と共存します ● ハツタのロマンは市場を豊かにします ● ハツタのロマンは技術革新に挑戦します

必要である。

◦保安管理委員会等

保安管理組織に基づく保安管理委員会等は、防災対策の効果的推進を図るため、過去に発生したニアミスヒヤリ事故、トラブル等のデータ収集を行い、あらゆる角度から審議、検討を重ね審議事項の充実はもとよりその運営について連けいを図り取扱い作業に反映させていく必要がある。

◦危険物保安統括管理者

事業所全般にわたる危険物の保安業務を統括管理する者として、工場長がその任に当たっていたが保安管理範囲が広範囲なため事実上無理な面が見受けられるので、専門知識を有し経験豊かな保安担当部長等が補助機関として、その任にあたることのできるよう責任及び権限の範囲を明確にしておく必要がある。

◦危険物保安監督者等

危険物保安監督者は、施設の態様と規模により甲種又は乙種危険物取扱者から選任されているが特殊な反応設備を有する施設においては、法令に定める業務遂行上、高度な知識と指揮命令等の権限が必要となるため甲種危険物取扱者で、かつ、管理監督的立場にある者から選任するよう義務づける必要がある。更に現在の甲種危険物取扱者資格取得試験内容を厳しくする等の検討及び危険物施設保安員に対する資格、経験等についても検討する必要がある。

イ 防災関係基準、規程等

◦異常時の措置基準の整備

異常時の措置基準は、各種の異常事態ごとに操作手順及び判断基準を整備するとともに、作成の担当者及び運用の責任者を明確にしておく必要がある。又、異常事態については天災をはじめ、あらゆる角度から想定し、それらの措置基準により対処できる体制が必要である。

◦作業標準書等の整備

最初にプラントを設計開発した者の意思や考え方が、以後の担当者に十分伝承されるとともに研究段階から現在に至るトラブル等の諸問題、新たな安全技術及び運転上の技術改良等に伴って作業標準の内容をたえず整備し成文化する必要がある。

◦各法令に基づく規程類の整備

大規模な事業所に対する各種保安関係法令の規制に基づいて数種類の防災関係規程類が定められているが、従業者へこれら規程類の周知徹底と運用が不十分であるので、法令により規定されたそれぞれの自主規程の上において常にその関連を明確にし、保安業務、運転操作及び



空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フロートスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(253)0414(代表)

株式会社技研

〒542 大阪市南区北炭屋町27番地 野々垣ビル ☎ 253-0414-5

非常時の措置基準等が一体のものとして運用され防災対策が効果的に行えるよう整備する必要がある。

ウ 教育・訓練

○ 化学反応に関する知識の習熟

化学反応の知識を習熟し、更に発生したトラブル等の分析を行い、起こり得るあらゆる異常事態の災害想定と、それらの対応策を検討し、「異常」の判断できる反応知識の習熟と迅速、かつ、有効な対応を行うための教育訓練が必要である。

○ 緊急時の判断

現場と直接関係のない者が状況確認もなしに危険な現場へ直行し、駆けつけるにあたって何らの指示もなく災害に巻き込まれているので運転部門の管理者及び責任者は、設備等が異常な状態に陥った場合、緊急措置によって異常事態を克服できるか否かを短時間のうちに判断し、必要があるときには、当該設備等の周辺にいる者に避難を命じられるよう判断力を涵養しておく必要がある。

○ 教育訓練内容の向上

保安に関する教育訓練内容は、産業、技術の進歩にとともに常に新たな対応の必要があり、災害事例等の情報掌握を積極的に行い教材の変更、教育内容の追加、教育方法の改善等を行う必要がある。

○ マニュアルの周知徹底

制定あるいは、改訂を行った各種マニュアルは守られなければならない。特に緊急時のマニュアル等は、その意味が理解できる判断力、応用力がつくように教育訓練を行い周知徹底を図る必要がある。

(7) 防災活動

広報活動等に関する関係機関相互の連絡調整及び事業所における情報提供の不徹底が一部見うけられたので、今後防災活動の円滑化を図るため、次の対策について強化徹底を図る必要がある。

ア 防災計画の運用

災害発生時の関係機関相互の情報連絡体制等の連携を密にし、防災計画の運用について整備・充実を図り、防災活動の円滑化を図る必要がある。

イ 特殊火災における情報提供の重要性

○ 化学工場等の特殊火災においては、二次爆発の防止及び災害の局限化等を図るためには、速やかに消防活動方針（人命救助、火災防ぎよ、避難勧告等）を決定することが肝要であり、これには事業所から公設消防隊への的確な情報の提供が必要である。

従って消防活動のための公設消防隊への情報の提供は、他の関係行政機関よりも優先すべきであり、関係機関は相互の連携を密にし連絡調整の徹底を図る必要がある。

○ 化学工場等の爆発火災においては、反応槽の状態残存危険物等の状況、二次爆発の恐れ等不明な場合が多く幅輻している火災現場での状況把握には困難性が伴う。事業所の責任者は出動した公設消防隊に対し、事故の状況、危険物等の状態及び爆発の危険性についての的確な情報を速やかに報告する必要がある。

ウ 広報活動

○ 周辺地域へ避難勧告等の広報に際しては、関係機関相互の不徹底が認められたので、今後広報については、関係機関相互の連絡を密にし、避難勧告内容等に一貫性をもたせ円滑化を図る必要がある。

○ 事業所周辺地域及び避難場所への広報は、事故の状況爆発危険性の有無及び避難の必要性等について必要に応じて逐次実施し、地域住民の不安の早期解消を図る必要がある。

エ 防災資器材の整備

事業所の実態に応じ携帯式ガス検知器（可燃性・有毒性）、酸素呼吸器、耐熱服及び土のう等の防災資器材の整備・強化を図る必要がある。

〈終〉



**消防機器の
トップ・メーカー**

消防自動車から消火器まで

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区小路東5-5-20
☎ 06 (751) 1 3 5 1 (大代表)

製造所等の軽微な変更の範囲を定める基準（大阪市）

消（危）第178号 昭和58年9月22日

第1 目 的

この基準は、大阪市危険物等規制規則（昭和53年大阪市規則第106号。以下「規則」という。）第3条の2に定める製造所等の軽微な変更の範囲を明らかにし、届出事務の円滑適正を期すことを目的とする。

第2 用語の定義

この基準の用語は、次に定めるところによる。

- 「補修」とは、建築物、工作物又は設備機器（以下「設備機器等」という。）の位置若しくは主要部を変更することなく損傷箇所を修復することをいう。
- 「取り替え」とは、設備機器等の部分又部品を既設のものと同等のものに交換することをいう。
- 「改造」とは、位置を変えないで構造又は設備を既設のものと同等以上の性能のものに造り直すことをいう。

第3 軽微な変更の範囲

- 軽微な変更の範囲は、次によるものとする。ただし、製造所等において、火気使用器具又は重機等を使用する工事を伴うものは、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第11条第1項後段の変更許可を要するものとする。

(1) 製造所等の共通項目

ア 位置の関係

- 保安物件等の撤去により、位置についての特例の適用条件が明らかによくなる場合又は特例の適用がなくなる場合
- 工作物、ひさし、一般設備（危険物設備及び危険物関連設備以外の設備をいう。以下同じ。）等の撤去による位置の変更

イ 建築物及び工作物の関係

- 壁、柱、床、はり、屋根（キャノピーを含む。）若しくは階段（屋外タンク貯蔵所のタンクの階段を除く。）の補修又は小規模な改造
- 間仕切壁、間柱、天井、ひさし等の補修、撤去又は小規模な増設若しくは改造
- 歩廊若しくははしごの補修又は取り替え（屋外タンク貯蔵所のタンクの歩廊及びはしごを除く。）
- 配管、設備等の架台の補修又は取り替え
- 防火戸等の取り替え
- 地盤面等の補修
- 配管ピット、点検箱等の補修又は改造

ウ 危険物設備の関係

- 移動式のろ過機、攪拌機等の撤去

- ポンプ設備の補修
- 給油ホース若しくは給油ノズルの補修又は取り替え（取り替えにあっては、移動タンク貯蔵所の給油ホース及び給油ノズルを除く。）
- バルブ、ストレーナー、可撓管継手若しくはフランジ接続の短配管の補修又は取り替え
- 注入口等の結合金具の補修又は取り替え
- 受け入れ又は払出口に係るローディングアームの補修
- ベントノズル、ドレンノズル等の取り付け又は取りはずし
- 危険物配管の加熱装置の補修又は取り替え
- タンクの内面コーティングの補修
- タンクの加熱配管等の補修又は取り替え
- 浮き屋根シールの取り替え

エ 危険物関連設備の関係

- 安全装置の取り替え（移動タンク貯蔵所用は消防機関の試験済のものに限る。）
- 圧力計、温度計等の計測装置の取り替え（現場指示計は除く。）
- 通気管の補修又は取り替え
- 液面自動覚知装置の補修又は取り替え
- 換気設備、蒸気等高出排出（放出）設備の補修又は取り替え
- 保温若しくは保冷材の補修又は取り替え
- 排水溝、ためます（屋外タンク貯蔵所の防油堤内の排水溝及びためますを除く。）若しくは油分離装置の補修又は改造
- 防火ダンパー等の取り替え
- マンホールの蓋の取り替え
- 配管アースの増設又は取り替え
- 静電気除去装置の取り替え（接地方式にあっては設置を含む。）
- 避雷設備の補修又は取り替え
- 電気防食設備の補修
- 電気配線の取り替え
- 電気器具の取り替え
- 第4種又は第5種消火設備の取り替え
- 固定消火設備（散水設備等を含む。以下同じ。）の配管の短管の取り替え
- 固定消火設備の泡ヘッド、泡放出口、圧力計等の取り替え
- 警報設備の感知器、地区音響装置等の取り替え

オ その他

製造所等において、業務形態又は危険物の種類若しくは数量等の変更を行うことにより、変更後の当該製造所等に適用される技術上の基準（法第10条第4項の技術上の基準をいう。以下同じ。）が変更前に適用された技術上の基準と異なることとなる場合で、当該製造所等において、変更工事を行わなくとも技術上の基準が満たさ

れ、かつ、変更後に適用される技術上の基準が変更前に適用された技術上の基準に比較して緩くなるとき

例 営業用給油取扱所から自家用給油取扱所へ変更

例 危険物の種類又は数量の変更に伴う保有空地の減少

(2) 製造所及び一般取扱所の関係

ア 個別事項

(ア) 混合槽、反応槽等の蓋若しくは飛散防止枠の補修又は取り替え

(イ) 実験室内における小型実験器具の設置、補修、取り替え、改造又は撤去

(ウ) 熱交換器のチューブバンドルの取り替え

(エ) 攪拌装置の補修又は取り替え

(オ) 塗装機の噴霧ノズル又はホースの取り替え

(カ) 炉、ボイラー等の羽口、火口等の取り替え

(キ) 炉材の取り替え

(ク) 反応釜ののぞき窓のガラスの取り替え

(ケ) 乾燥装置の送風機の補修又は取り替え

(コ) 加熱用スチーム配管、冷却用水配管等の補修又は取り替え

(サ) 制御用エアー配管の補修又は取り替え

(シ) 不燃性ガス封入装置の補修又は取り替え

(ス) 付属危険物取扱タンクの防油堤の補修

(セ) 屋外危険物取扱設備の囲いの補修

(ソ) ホイスト、チェーンブロック、コンベアー等の設置（当該設備機器が電気設備を有する場合は、危険場所の範囲（製造所等における危険場所の範囲に関する運用基準（昭和52年消防長訓（危）第19号）に定める危険場所の範囲をいう。以下同じ。）に設置するものを除く。）取り替え、改造又は撤去

(タ) クーリングタワー、コンプレッサー等の設置（危険場所の範囲に設置するものを除く。）、取り替え、改造又は撤去

(チ) 温水槽若しくは水タンクの設置、改造又は撤去

(ツ) 一般設備に係る水配管の設置、改造又は撤去

イ 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）第9条第20号（政令第19条において準用する場合を含む。）に定める危険物を取り扱うタンクの構造及び設備に係る軽微な変更は、(4)及び(5)の例によるものとする。

(3) 屋内貯蔵所の関係

小規模な棚の設置、補修、取り替え、改造又は撤去

(4) 屋外タンク貯蔵所の関係

(ア) タンクの階段、歩廊又ははしごの補修

(イ) タンクの散水配管の補修又は取り替え

(ウ) タンク支柱の耐火被覆の補修

(エ) アニュラ板等の外側張出し部近傍の雨水浸入防止措

置の施工

(オ) 犬走り、法面又はコンクリートリングの補修

(カ) 防油堤内舗装の施工

(キ) 防油堤内の排水溝若しくはためますの設置、補修、取り替え、改造又は撤去

(ク) 防油堤内に出入するための歩廊、階段等の設置、補修、取り替え又は改造

(ケ) 防油堤の水抜バルブの補修又は取り替え

(5) 地下タンク貯蔵所の関係

(ア) 検知管金具の改造

(イ) 地下貯蔵タンクの蓋の補修

(ウ) 液面自動覚知装置の設置（当該装置が電気設備を有する場合は、危険場所の範囲に設置するものを除く。）

(6) 移動タンク貯蔵所の関係

(ア) 同一敷地（管理について権限を有する者が同一である連続した土地をいう。）内における常置場所の変更（変更後の位置が屋外の場合に限る。）

(イ) 常置場所の建築物の改造

(ウ) 結合金具、給油ホース、給油ホース収納設備又は給油ノズルの取り替え

(エ) タンクの断熱材若しくは被覆板の補修又は取り替え

(オ) マンホール等の附属装置に設ける防熱又は防じんカバーの取り替え

(カ) ランニングボード（作業用歩廊）等の取り替え又は撤去

(キ) 緊急レバーの取り替え

(ク) 接地導線の設置又は取り替え

(ケ) 消火器の箱又は覆いの取り替え

(7) 屋外貯蔵所の関係

周囲のさく等の改造

(8) 給油取扱所の関係

ア 個別事項

(ア) 修理のための固定給油設備の取りはずし及び修理後の取り付け

(イ) 蒸気洗浄機、オートリフト、混合燃料油調合機又は簡易貯蔵タンクの撤去

(ウ) 危険物給油取扱所の運用基準について（昭和43年例規消（指）第104号）第5項に定める業務を行う場合に必要な次の機器の設置、移設又は撤去

A オイルチェンジャー

B ルブリケーター

C 電気設備を有しないタイヤチェンジャー

D ホイルバルンサー

E マット洗機

F エアーコンプレッサー

- G エヤースタンド
- H エヤークリーナーテスター
- I バッテリーテスター
- J ヘッドライトテスター
- K スパークプラグテスター
- L タイヤボックス
- M 揮発油分析機器
- N 排ガス測定器
- O バッテリー充電機
- P カークーラーフロン充電機
- Q 清涼飲料水等の自動販売機
- R 冷暖房機

- (イ) ウォールタンク、オイル販売機、オイルホースリール若しくはオイルポンプの取り替え又は撤去
- (ロ) 雨よけ、日よけ若しくは装飾用テントの設置、取り替え、改造又は撤去
- (ハ) 電気設備を有しない看板の設置
- (ニ) 車進入防止用さくの設置、改造又は撤去
- (ホ) 防火への補修
- (ヘ) 省力化機器の中継盤の取り替え
- (コ) サインポール、ルーフサイン等の補修又は撤去

(ケ) 給油取扱所に併設一般取扱所の設備機器等が設けられている場合に、当該設備機器等の変更工事に伴って生ずる給油取扱所の変更。ただし、給油取扱所の給油業務に支障を来さない範囲の変更に限る。(併設一般取扱所内に給油取扱所の設備機器等が設けられている場合も同じ。)

例 併設一般取扱所の貯蔵タンク、配管、通気管等が設けられている場合に当該設備機器等の変更工事に伴って生ずる給油取扱所の変更

イ 政令第17条第1項第6号に定める危険物を取扱うタンクの構造及び設備に係る軽微な変更は、(5)の例によるものとする。

(9) 第二種販売取扱所の関係

- (ア) 延焼を防止するための措置として設けられたそで壁ひさし又は垂れ壁の改造
- (イ) 小規模な棚の設置、補修、取り替え、改造又は撤去
- (ウ) 配合室の補修

(10) 移送取扱所の関係

- (ア) 漏洩拡散防止措置(点検ボックスを含む。)の補修
- (イ) 配管支持物の防護設備(防舐材等)の補修
- (ウ) 緊急シャ断弁の補修
- (エ) 配管絶縁物等の補修

(11) その他前各号と同等と認められる変更事項

2 前項ただし書の規定にかかわらず危険物の貯蔵又は取扱いを行わない設備機器等の変更工事で、危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備機器等に火災予防上支障がないと認められるものにあつては、規則第3条の2に規定する軽微な変更の届出をもって足りるものとする。

受験者 4,510名

危険物取扱者試験 11月6日実施

大阪府では、本年第2回目の危険物取扱者試験の願書受付を9月29日、30日行ったが受験者は4,510名であった。

なお、試験は11月6日、大阪工業大学で行われ、合格発表は12月9日である。類ごとの受験者数は次のとおり。

第1類	167名
第2類	165名
第3類	138名
第4類	3,646名
第5類	105名
第6類	289名

確かな

ストローク。 手腕

現代社会の防災は、
多様な状況に対応することが、
まず、第一。
ヤマトは、確かなストロークで、
さまざまな、ご要望にお応えします。



消火装置・警報装置・避難設備・消火器

ヤマト消火器株式会社

SINCE 1918

防災のトータルプランナー **YAMATO** ■本社 〒537 大阪市東成区深江北1-7-11 TEL.06(976)0701代
■東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.03(446)7151代